

情報公開制度について

古賀市総務部総務課(政策法務係)

古賀市情報公開条例

(市政情報の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、(中略)、開示請求者に対し、当該市政情報を開示しなければならない。

【市政情報とは】

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、時期及び光学等の記憶媒体その他これらに類するものであって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものをいう。

会議の公開について

附属機関等の会議は原則公開しています(傍聴可能)

★会議開催日時のお知らせ

- ・古賀市HP

★会議結果のお知らせ

- ・古賀市HP
- ・情報公開窓口(市役所第1庁舎3階)

古賀市HPの掲載箇所です

職員募集

行政情報

- ▶ [古賀市へようこそ](#)
- ▶ [市役所へのアクセス](#)
- ▶ [フロアマップ](#)
- ▶ [休日受付業務まとめ](#)
- ▶ [古賀市データブック](#)
- ▶ [市役所の仕事としくみ](#)
- ▶ [新しい制度としくみ](#)
- ▶ [公共施設のご案内](#)
- ▶ [情報・会議の公開](#)
- ▶ [例規集](#)

古賀市のまちづくり

国内初の金銅製歩揺付飾金具出土 船原古墳遺物埋納坑情報

注目コーナーピックアップ



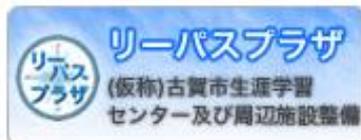
マイナンバー制度



古賀市工業団地
工場直売所



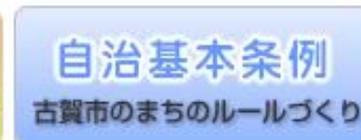
ふるさと応援寄附申込
- ふるさと納税 -



リーパスプラザ
(仮称)古賀市生涯学習
センター及び周辺施設整備



古賀市
暮らしCM解説



自治基本条例
古賀市のまちのルールづくり

古賀市ホームページでよく見られているページ

- ▶ [古賀市からのお知らせ\(最新情報\)](#)
- ▶ [はじめようコガ生活](#)
- ▶ [新じゃがのまんまる素揚げ](#)
- ▶ [古賀市工業団地 工場直売所](#)
- ▶ [古賀市の魅力 -観光ガイド-](#)

平成27年12月開催分

開催日時 場所	会議名	公開/非 公開 の別	議題	傍聴 定員	担当課 (電話番号)
24日 19時00 分 市役所303会議 室	古賀市国民健康保険 運営協議会	公開	(1)古賀市国民健康保険税率改定 のシミュレーション (2)その他	10人	市民国保課 942-1193
21日 19時00 分 市役所第2委員 会室	古賀市社会教育委員 の会議	公開	「古賀市の地域の子どもの現状 と課題」について	5人	生涯学習推進 課 942-1347
21日 15時00 分 海津木苑会議 室	海津木苑運営委員会	公開	(1)会議録について (2)海津木苑運営に関する実施状 況 (3)海津木苑臭気測定結果につい て (4)海津木苑施設整備工事につい て (5)海津木苑施設等啓発について (6)海津木苑将来構想策定につい て	5人	海津木苑 944-1030
					総務課

古賀市文化芸術審議会

開催日	会議の概要	公開/非公開の別	会議録等	備考
10月13日	1 開会のことば 2 会長あいさつ 3 報告 平成26年度文化芸術関連事業の 実施報告まとめについて 4 協議 (1)平成28年度文化芸術関連事業の企画書について (2)文化芸術作品寄贈に関する内規について 5 その他の事項 6 閉会のことば	公開	(1) 議事録 (PDFファイル: 456.2KB) (2) レジュメ (PDFファイル: 62.2KB) (3) 平成26年度文化芸術関連事業報告書 (PDFファイル11.2MB) (4) 文化芸術関連事業のアクションプラン分布図 (PDFファイル: 168.3KB) (5) 平成28年度文化芸術事業計画 (案) (PDFファイル: 5.7MB) (6) 古賀市美術作品の寄附・寄贈に係る事務取扱基準指針 (案) (PDFファイル: 148.4KB)	
	1 開会のことば			

パブリック・コメント手続

●パブリック・コメント手続とは？

市の基本的な政策等の策定に当たり、当該策定しようとする政策等の目的、内容等に関する事項を広く公表し、それに対して市民等からの意見及び情報の提出を受け、提出された意見等の概要及びそれに対する市の考え方について公表する一連の手続

●意見及び情報の提出ができる方とは？

市内に住所を有するもの、市内に事務所又は事業所を有するもの、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者、パブリック・コメント手続に係る政策等に直接的に利害関係を有する者

パブリック・コメント手続の対象

- ・総合振興計画の基本構想等市の基本的政策を定める計画
- ・個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画
- ・広く市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例
- ・市の基本的な制度を定める条例
- ・市民等の生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例

古賀市のまちづくり

- ▶ [総合振興計画](#)
- ▶ [個別計画](#)
- ▶ [都市再生整備計画](#)
- ▶ [施政方針](#)
- ▶ [市民アンケート](#)
- ▶ [パブリックコメント](#)

古賀市の人口
(2016年2月末日現在)

58,355人

- ・男性：27,947人
- ・女性：30,408人
- 世帯数：24,119世帯

- ▶ [古賀市工業団地 工場直売所](#)
- ▶ [古賀市の魅力 -観光ガイド-](#)
- ▶ [古賀市役所更新情報一覧](#)

私たちはバナー広告を通して古賀市を応援しています



[広報こが・古賀市ホームページへの有料広告掲載について](#)

No	ご意見の内容（概要）	対応	市の考え方
第1章 計画策定にあたって			
1	「子ども」はおおむね18歳までとあるが、就学前の子どもばかりに注目しているように感じる。もっと広い視野をもっといただきたい。	計画推進の参考とします	子育て支援に対するニーズは低年齢ほど多い傾向にありますので、就学前の子どもや保護者に対する施策が多くなっています。
2	「子ども・子育て会議」なのに、子どもの視点が不足しているように思う。「子どもの権利条約」などを学び、その視点を盛り込んでほしい。	原案どおり	ご指摘の部分に関しましては、各事業の中で「子どもの権利条約」などの視点も加味し、計画の策定や現事業に取り組んでいます。
3	関連する計画について、それらの連携・整合性により実効性ある表現にするため、また、世代・時代を超えても具体的にどの計画を参照すれば総合的なまちづくりとしての子育て支援や経過を含め考えられるよう、具体的な計画名を2、3件でも明示していただきたい。	原案どおり	子ども・子育てに関連する計画の明示については、本計画期間と異なる期間の計画もあり、今後、計画の名称や内容が変更になることも考えられますので、原案のとおりとさせていただきます。
4	「古賀市児童育成計画」「古賀市青少年プラン」など、これまでの子ども・子育てに関する計画の経緯についても関連性を示すため、年表の中に記載していただきたい。	修正します	ご意見の趣旨を踏まえ、「3. 計画の期間」に「古賀市児童育成計画」及び「古賀市青少年プラン」を記載いたしました。